

## (第2編)

### 第11章 予審の終了と却下

#### 第1節 予審の終了

第622条 職権により、または、当事者の請求により予審裁判官が発令した諸手続きが実行されると、予審裁判官が予審は終了したとみなした場合には、そのように宣言し、裁判記録と証拠を、犯罪を審理する管轄裁判所に送付する。

私人訴追人が存在せず、また、検察庁が、予審において(犯罪)行為を評価するための、および、口頭審理裁判を開始するための相当な要素が揃ったと判断した場合、検察庁はその旨を予審裁判官に、遅滞なく実施したものが管轄裁判所に送付されるよう、通知する。

単一の効果(\*移審効果)で受理された控訴の審理は、一旦、予審裁判官が本法第227条の規定(\*当事者の召喚)を履行して、上級裁判所による関連公証謄本の受取りが(予審裁判官に)通知された後は、予審の終了を妨げない。

このような場合、裁判所書記官が予審調書を(管轄)裁判所(Audiencia)に送付するとき、単一の効果(\*移審効果)を持つ控訴が継続中であることを表示するよう留意する。第627条以降の(条の)適用は、係属中の控訴が裁定されるまで(管轄)裁判所に保留される。控訴が棄却された場合、そのように取り決める裁定が確定し次第、当該数条に従って訴訟の審理が継続する。控訴にその余地があった場合、予審の終了を宣言する予審裁判官の決定は、そのまま取り消される、そして、裁判所書記官は控訴の処分決定の公証謄本とともに予審調書を、(上級裁判所)裁定の結果である手続きの実行のため、予審裁判官に戻す。

(本条の最終改訂。2009年)

第623条 いずれの場合でも、予審終結決定は、たとえ民事原告にすぎない場合であっても、私的訴追人(居る場合)、被疑者および民事上の責任が認められるその他すべての者に通知される、その際、それぞれの(管轄)裁判所へ10日以内に出頭するよう召喚される、または、最高裁判所へ場合は15日以内に出頭するよう召喚される。検察庁に、また、その訴訟がその立场上介入しなければならない犯罪に関係する場合、知らされる。

第624条 予審裁判官が予審のきっかけとなった(犯罪)行為を軽罪と評価した場合、裁判官は訴訟手続きを治安裁判官(Juez de paz)に送付するよう命じる、その際、そのように取決める決定について管轄上級裁判所と相談する。

第625条 上級裁判所の承認を得て決定が確定した場合、または、場合によって、提起できた破棄請求が却下された場合、当事者は、審理する治安裁判官の前に5日以内に出頭するよう召喚さる。

裁判所記録が治安裁判官に受領されると、本法第6編(\*軽罪の裁判手続き)の規

定に従って裁判が開催される。

第 626 条 （合議制）裁判所が裁判記録と証拠物を受領すると、その裁判所書記官は順番で対応する受命上級裁判官を指定する。

前 2 条に規定される場合を除き、召喚の期限が終わるまでの時間内に、受命上級裁判官は、予審裁判官が送ってきた文書およびその他の密閉・封印された物を開封する。

開封について裁判所書記官は調書を作成し、それらがあった状態が記録される。

（本条の最終改訂。2009 年）

第 627 条 当該期限が経過すると、裁判所書記官は、訴訟の規模に応じて 3 日以上 10 日以内となる別の期間内に、検察作業のために事件記録を検察庁に（事件が検察庁が介入しなければならない犯罪の場合）渡し、また、告訴人がいる場合は、その訴訟代理士に、最後に被疑者の弁護側に送られる。

事件記録が 1,000 ページを超える場合、裁判所書記官は期間を延長できる、しかし、延長は再度同じ期間を超えることはできない。

（記録が裁判所書記官に）戻される時に、予審の終了を宣言した下級裁判所の決定に同意する、または、新たな手続きの実行を求める文書が添付される。

その同じ文書で、（各人の）意見が予審終結決定に同意していた場合、検察官（介入する場合）、告訴人の訴訟代理士（存在する場合）、および被疑者の弁護側により、口頭審理裁判の開始またはなんらかの種類の（裁判）却下に関して、その権利に都合が良いと考えるものが申立てられる。

（本条の最終改訂。2009 年）

第 628 条 記録が返送されるか、最後に記録を受け取った者から回収されると、裁判所書記官は、3 日の期間で、提出された文書とともに直ちに受命上級裁判官に記録を渡す。

（本条の最終改訂。2009 年）

第 629 条 裁判所書記官は、事件記録を（各人に）引き渡す際、検察官、告訴人および被疑者が、場合によって、書簡、帳簿、書類およびその他の証拠物を、それらの状態を変える危険を冒すことなく、検査できるように都合がよいと考える措置を講じる。

（本条の最終改訂。2009 年）

第 630 条 第 628 条の期間が経過すると、（合議制）裁判所は、予審裁判官の（予審終了）決定を追認または取り消す決定を下す。

第 631 条 当該決定が取り消された場合、取られるべき手続きを明記した上で、訴訟手続きを送付した予審裁判官へ戻すことが命じられる。

新たな手続きを実行するために（合議制）裁判所が必要と判断する証拠物も返還される。

第 632 条 予審を終了する決定が追認された場合、（合議制）裁判所は 3 日以内に口頭審理裁判の申立てまたは却下に関して裁定する。

第 633 条 （合議制）裁判所が口頭審理裁判の開始を取り決める決定において第 649 条で言及される（事件記録の）送付が処置される。ただし、本章第 2 節の規定を害しない。

## 第 2 節 却下

第 634 条 却下には、全体的完全却下、部分的完全却下、全体的仮却下または部分的仮却下がある。

却下が部分的である場合には、その利益を受けていない被疑者に関して口頭審理裁判を開始する命令が出される。

全体的（却下）である場合、取り決められたものを遂行するために必要な手続きが実行された後で、事件記録および所有者不明の証拠物を保管するよう命じられる。

第 635 条 所有者が判明している証拠物は、第三者からの（留保）要請があった場合、提起された民事訴訟が裁定されるまで引き続き留保される。

この場合、裁判所が留保に同意した場合、民事訴訟が提起されたことを証明しなければならない期限を設定する。

前段の規定に従って設定された期限が経過した場合、民事訴権行使が証明されない場合、または、誰も証拠物の継続的な留保を要求しなかった場合、証拠物は所有者に返還される。

予審裁判官が押収した時点でその物を所持していた者は所有者とみなされる。

前数段の規定にかかわらず、証拠物はその性質上、人またはその財産について社会的または個人的利益に対して何らかのリスクを伴う場合、裁判所は、これを防ぐために、諸規則が規定するように処分することを取り決める、または、場合によって、対応する補償を行って使用できなくさせる。

第 636 条 却下決定に対しては、場合によって、破棄請求のみ提起できる。

却下決定は、電子メールアドレスで犯罪被害者に通知される、それがない場合は、犯罪被害者法 (Ley del Estatuto de la Víctima del delito) 第 5 条第 1 項 m) 号に規定される申請書に記載された郵便アドレスまたは住所に普通郵便で通知される。

犯罪により発生した死亡または失踪の場合、却下決定は、本法第 109 条の 2 第 1 項

第2段で言及される者に同様の方法で、その身元および電子メールまたは郵便アドレスが知られている場合、通知される。このような場合、裁判官または裁判所は、家族の誰かにすでに通知が届いている場合、または、家族の居場所を突き止めるために講じた措置が無駄だった場合には、理由を付けて家族全員への通知の省略を取り決めることができる。

例外的に、欧州連合外に居住する国民の場合で、通知を行うための電子メールまたは郵便アドレスが利用できない場合、通知は、居住している国のスペイン外交館または領事館に、それを公知するために、送信される。

通知後5日が経過すると、通知は有効に送達されたものとみなされて、完全に発効し、不服申立ての期限のカウントが開始される。被害者が通知の内容にアクセスできなかった正当理由を証明する場合は、この方法から除外される。

被害者は、たとえ訴訟の当事者として現れてなかったとしても、20日の期間内に却下決定に対して不服申立てすることができる。

(本条の最終改訂。2015年)

第637条 完全却下は以下の場合に適用される：

1. 訴訟が開始されるきっかけとなった(犯罪)行為がなされたという合理的な証拠がないとき。
2. その行為が犯罪を構成しないとき。
3. 被疑者が、正犯、幫助犯または蔵匿犯としての刑事責任を免除されるように見えるとき。

第638条 前条の1号と2号の場合、却下を言い渡す際に、訴訟(形成)は被疑者の名誉を害するものではないと宣言できる。

被疑者の請求により、名誉毀損者として告訴人を訴追する権利を(被疑者に)留保することができる。

裁判所は、刑法の規定に従って、職権で、告訴人に対して(名誉毀損)訴訟手続きを命じることもできる。

第639条 第637条第2号の場合では、その行為が(犯罪でなく)軽罪に該当することが判明した場合、関連裁判の開催のため、管轄の治安裁判官に事件記録を送付することが命じられる。

第640条 第637条の第3号では、却下は疑いなく刑事責任を免除されるようにみえる主犯、幫助犯または蔵匿犯に限定され、同じケースに該当しないその他の者に関しては訴訟が続行される。第638条の規定は、免責を言い渡される被疑者に適用される。

第 641 条 仮却下は以下の場合に適用される。

1. 訴訟の開始のきっかけとなった犯罪の実行が正当に証明されていないとき。
2. 予審から、犯罪が行われたことは分かっているが、特定の者を主犯、幫助犯または蔵匿犯として起訴するのに相当な理由がないとき。

第 642 条 検察庁が第 637 条および第 641 条の規定に従って却下を請求し、起訴を維持する意思のある私人訴追人が訴訟に現れない場合、裁判所は、検察庁の（却下）請求を刑事訴権行使に利害関係がある者に知らせることを、（その利害関係者が）与えられた節度ある期間内に、適切であると判断する場合、自己の訴権を擁護するために出頭できるよう、取り決めることができる。

設定された期間内に出頭しない場合、裁判所は検察庁が請求する却下を取り決める。

第 643 条 前条で言及される場合で、刑事訴権行使に利害関係がある者の所在が不明なときは、その裁判所のドアで、地元の新聞でまたは県都の新聞で公告される、また、マドリードの官報でも公告できる公示（送達）によって呼び掛けられる。

召喚期限を過ぎても利害関係者が出頭しないときは、前条の規定が適用される。

第 644 条 裁判所が、却下に関する検察庁の請求が不適切と判断し、訴訟を維持する私人訴追人がいない場合、裁判所は、却下に同意する前に、事件記録を、訴訟事件が県控訴院で審理される場合、関連する（自治州）高等裁判所対応検察官に、高等裁判所で審理される場合は、最高裁判所対応検察官に、それぞれの検察官がその結果を知って起訴の維持が適切かどうか裁定するために、付託することを決定できる。相談を受けた検察官は、その裁定を、事件記録を戻して、相談裁判所に通知する。

第 645 条 刑事訴権を支持する私人訴追人が出頭した場合でも、または、検察庁が口頭審理裁判の開始が適切であると考えているときでも、裁判所は、第 637 条第 2 号で言及される却下を、それが適切であると判断する場合、取り決めることができる。それ以外の場合は、裁判の開始を省くことはできない。